

3 教健第 2 2 6 号
令和 3 年 5 月 2 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

このことについて、本日開催された県対策本部員会議において、本県の感染状況がステージⅡ相当まで改善したものと判断され、知事から令和 3 年 5 月 3 1 日（月）をもって「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を解除し、6 月 1 日（火）から別添資料のとおり重点対策をとることが示されました。これを受けて、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル 2”から“レベル 1”へ移行することとします。

なお、会津若松市については、依然として感染状況が懸念されることから別途集中対策をとることとされました。

については、下記により対応するよう貴所属の関係職員へ周知願います。

おって、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P18

記

1 令和 3 年 6 月 1 日（火）～同月 7 日（月）（移行期間）

<移行期間における対応について>

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」*（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施すること。*「衛生管理マニュアル」P54～59 参照
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること。
- (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続すること。*「衛生管理マニュアル」P27、50～51 参照

※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、上記（1）（2）（3）の活動（全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は除く。）は全て停止となります。

2 令和 3 年 6 月 8 日（火）からの対応について

- (1) 「感染リスクの高い学習活動」（部活動を含む。）について、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とすること。
- (3) 練習試合や合同練習会等を実施可能とすること。

※ 会津若松市においては集中対策が実施されることを踏まえ、南会津地区を除く会津地区については、6 月 8 日（火）以降の対応について別途通知します。

3 既に実施している対応の継続について

- (1) 緊急事態措置区域等の感染拡大地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）との不要不急の往来は自粛すること。
- (2) 各種全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 各学校における感染症対策の状況について、適宜確認を行い、対策を徹底すること。特に、体調不良者への対応を適切に行うことや飲食場面での感染リスクを考慮した対応を徹底すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)